

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 30 日 (火) 第 417 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○指定納付受託者の指定 (税務課取扱い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 497 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条 の 2 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ り , 指 定 納 付 受 託 者 を 次 の と お り 指 定 し た 。

令和 5 年 5 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 指 定 納 付 受 託 者 の 名 称 及 び 事 務 所 の 所 在 地
株 式 会 社 鹿 児 島 カ ー ド
鹿 児 島 市 泉 町 3 番 3 号
- 2 指 定 納 付 受 託 者 を 指 定 し た 日
令 和 5 年 4 月 1 日
- 3 指 定 納 付 受 託 者 に 納 付 さ せ る 歳 入
自 動 車 税 種 別 割 (イン タ ー ネ ッ ト を 利 用 し て 納 付 す る も の に 限 る 。)
- 4 指 定 納 付 受 託 者 が 納 付 事 務 の 委 託 を 受 け る こ と が で き る 期 間
令 和 5 年 4 月 28 日 か ら 同 年 5 月 31 日 ま で